



公共事業の施行に伴う廃土処理及び廃土処理に係る 農地転用の取扱いについて（通知）

技術基準の種類:その他

通知日 :昭和57年8月10日

受農導第382号
昭和57年8月10日

各部（局）長殿
鳥取県企業局長殿
鳥取県教育委員会教育長殿
各市町村長殿
各市町村農業委員会長殿

鳥取県知事

公共事業の施行に伴う廃土処理及び廃土処理に係る 農地転用の取扱いについて（通知）

公共事業の施行に伴う廃土処理等に係る農地転用については、過去に誤った法解釈により違反転用となつた事例が見受けられましたが、今回、この取扱いについて、農林水産省構造改善局長から別添写し（以下「通達」という。）のとおり定められましたので、事業の施行に当たつては十分留意するとともに、関係者に周知徹底してください。

なお、通達の記の2に基づく協議又は承認の申出については、別紙様式によるものとしましたので、必ず事前に協議してください。

おつて、市町村が行う事業のうち、この通達の適用を受ける事業は、農地法（昭和27年7月15日法律第229号）第4条第1項ただし書、及び同法第5条第1項ただし書に該当する場合に限りますので、法の誤解釈等により、結果的に農地の違反転用等のないよう念のため申し添えます。

別紙様式 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の承認申出書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

公共事業施行者紙名 印
土地所有者氏名 印

下記によって事業の施行に伴う廃土処理のため農地を恒久転用したいので承認方申出します。

1. 当事者の氏名、住所	当事者の氏名	氏名		住所	
	当事者の住所				
	土地所有者				
2. 承認を受けた土地の所在地番地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名住所	土地の所在地番地目	地目	面積	土地所有者の氏名	耕作者の氏名住所
	計	㎡(田) ㎡(畑) ㎡(雑穀畑等)			
3. 借入期間の年月					
4. 借上契約の内容	権利の種類	借上期間		返還の条件	
		年	月	日	
5. 公共事業計画	公共事業名				
	借上計画	着手時期	年	月	日
		完了時期	年	月	日
	廃土計画	着手時期	年	月	日
		完了時期	年	月	日
6. 土地所有者又は借上者の返還後の土地利用計画	利用目的	氏名	住所	土地所有者との関係	
	工期	年	月	日	事業概要
	完了	年	月	日	
7. 転付された土地等への返還の段階の概要					

記載注意

- (1) 土地所有者、返還後土地利用者が2人以上である場合には、その部分を別紙で添付する。
- (2) 承認を受ける土地が数筆である場合には、その部分を別紙で添付する。
- (3) 廃土計画には農地への盛土量について、その高さ等も事業概要として明らかにする。(添付書類)
- (1) 位置図 (2) 公共事業全体計画図 (3) 廃土計画図 (4) 返還後の土地利用計画図